

## 合併市に関する調査

記入月日：平成16年11月18日

### 基礎情報

都道府県・市名	島根県・雲南市（うんなんし）
合併期日	平成16年11月1日
合併形式	新設合併
住所（旧市町村名も記載）	〒699-1392 島根県雲南市木次町木次1013番地1（旧木次町）
人口（合併直近の国調）	46,323人（平成12年国勢調査）
面積	553.4km <sup>2</sup>
議員定数	26人（合併特例法第6条第1項の規定により、新市の設置後最初の選挙に限り38人。）
関係市町村名	大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町

### 関係市町村合併直前の状況

	市町村名	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	大東町	14,607	152.32	20	28.2
	加茂町	6,737	30.91	14	27.3
	木次町	10,079	64.07	16	27.8
	三刀屋町	8,561	82.68	16	28.8
	吉田村	2,434	113.98	12	33.4
	掛合町	3,905	109.50	12	33.3
	合計	-	46,323	553.46	90

人口：平成12年国勢調査

### 関係市町村の財政状況

\* 数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成15年度決算

	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
関係市町村	大東町	8,969,001	913,882	3,004,607	無	0.248
	加茂町	4,751,911	475,380	1,780,374	無	0.240
	木次町	8,491,842	1,064,728	2,207,119	無	0.363
	三刀屋町	9,111,482	714,164	2,293,791	無	0.251
	吉田村	3,744,732	180,257	1,306,728	無	0.147
	掛合町	4,061,004	293,957	1,817,288	無	0.174
	合計	-	39,129,972	3,642,368	12,409,907	-

## 合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成14年10月1日	解散年月日：平成16年10月31日
内容	町村長 6人、町村助役 6人、町村議会議員 6人、 町村議会代表 12人、学識経験者 30人	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成16年度～平成26年度	
基本計画の主要項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市の概況</li> <li>・主要指標の見通し</li> <li>・新市のまちづくりの基本方針</li> <li>・新市のまちのすがた</li> <li>・まちづくりの主要施策</li> <li>・推進体制</li> <li>・国・県事業の推進</li> <li>・公共施設等の統合整備と運営の見通し</li> <li>・財政計画</li> </ul>	
旧市町村庁舎の利活用	暫定本庁舎及び支所（総合センター）庁舎として使用	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 1
議会の議員の定数に関する特例	有	有の場合： 38名
議会の議員の在任に関する特例	無	有の場合： - 年 - ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：議長 376,000円、副議長 327,000円、議員 306,000円	
地域審議会の設置について	無	
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4に規定する地域審議会については、設置しないものとする。</li> <li>2 合併施行時に、旧町村単位にまちづくりの推進や提言等を行う（仮称）地域委員会を条例で設置するものとする。</li> </ol>	
地方税に関する特例	有	
内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人住民税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税、入湯税については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。</li> <li>2 6町村で差異のある法人住民税の法人税割及び固定資産税の税率については、合併特例法第10条の規定による現行の税率を適用した不均一課税とし、合併特例法第10条に定める期限内に統一を図るものとする。</li> <li>3 固定資産税の第3期納期については、合併時まで一元化する。軽自動車税の納期については4月1日～4月30日とする。</li> </ol>	
合併特例債発行限度額（億円）	239億円	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め<b>10項目</b>ご記入ください。(例：庁舎の位置 等)</p>
	<p>1.合併の方式に関する事 大原郡大東町、同郡加茂町、同郡木次町、飯石郡三刀屋町、同郡吉田村及び同郡掛合町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併(対等合併)とする。</p> <p>2.合併の期日に関する事 合併の期日は、平成16年11月1日とする。</p> <p>3.新市の名称に関する事 新市の名称は、「雲南市」とする。</p> <p>4.新市の庁舎の位置に関する事 1 当面の新市の事務所の位置は大原郡木次町大字木次1013番地1(現木次町役場)とする。 2 今後、財政状況等を踏まえ、新市建設計画期間中の建設をめざす新庁舎位置については、「木次町候補地」、「三刀屋町候補地」及び「木次合同庁舎周辺」の3つの候補地を基本に新市において決定する。</p> <p>5.財産及び債務の取扱いに関する事 6町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐ。ただし、幡屋財産区及び阿用財産区については、新市において存続するものとする。</p> <p>6.議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事 1 地方自治法第91条第1項に定める新市の議会の議員の定数は、26人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、38人とする。 2 新市の設置後最初に行われる選挙に限り、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し、大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村及び掛合町の6つの区域により選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき定数は、大東町10人、加茂町6人、木次町8人、三刀屋町7人、吉田村3人、掛合町4人とする。 3 将来において、社会情勢の推移によって議員定数を変更する必要があるときは、新市の議会において、これを定めるものとする。</p> <p>7.農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事 1 新市に新たな1つの農業委員会を置く。 2 新市の委員構成は選挙による委員の定数を30名を上限とし、選任による委員を7名とする。 但し、合併の特例に関する法律の規定を適用し、6町村の選挙による委員であった者のうち80名を合併後、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 3 新市の農業委員会がその任務を的確に遂行するための体制のあり方については、新市において、現在の事務処理の見直しも含め、幅広く検討をすすめる。</p> <p>8.地方税の取扱いに関する事 1 個人住民税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税、入湯税については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 6町村で差異のある法人住民税の法人税割及び固定資産税の税率については、合併特例法第10条の規定による現行の税率を適用した不均一課税とし、合併特例法第10条に定める期限内に統一を図るものとする。 3 固定資産税の第3期納期については、合併時まで一元化する。軽自動車税の納期については4月1日～4月30日とする。</p> <p>9.一般職の職員の身分の取扱いに関する事 1 6町村の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。</p> <p>10.地域審議会の設置に関する事 1 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4に規定する地域審議会については、設置しないものとする。 2 合併施行時に、旧町村単位にまちづくりの推進や提言等を行う(仮称)地域委員会を条例で設置するものとする。</p>
	<p>残された課題について、箇条書きでご記入ください。</p>
	<p>本庁舎の位置の選定</p>